

山梨県公報

第三百六十号

令和五年

三月十三日

月 曜 日

目次

告示

- 土地改良区の解散の認可……………一二九
○道路の供用開始(二件)……………一二九
○都市計画事業の事業計画の変更認可……………一三〇

公告

- 特定計量器の定期検査の実施……………一三〇
○換地処分の実施……………一三一
○随意契約の相手方の決定について……………一三一
○都市計画の変更図書の縦覧……………一三一
○開発行為に関する工事の完了について……………一三二
その他……………一三三
○山梨県労働委員会運営規程の一部を改正する訓令……………一三三

告示

山梨県告示第七十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第六十七条第二項の規定により、令和五年三月六日塩川土地改良区の解散を認可した。

令和五年三月十三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県告示第七十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所(身延支所を除く。)において、この告示の日から令和五年四月三日まで一般の縦覧に供する。

令和五年三月十三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区間	延長(メートル)	供用開始の期日
県道	笛吹市川三郷線	西八代郡市川三郷町高萩字古宿 一一二九番一地先から 西八代郡市川三郷町高萩字古宿 一一二八番一六地先まで	二九・〇	令和五年三月十三日

山梨県告示第七十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所(身延支所を除く。)において、この告示の日から令和五年四月三日まで一般の縦覧に供する。

令和五年三月十三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区間	延長(メートル)	供用開始の期日
県道	甲斐岩間停車場西島線	南巨摩郡身延町西嶋字城山二九 七六番一地先から 南巨摩郡身延町西嶋字城山二九 七六番一地先まで	三九・四	令和五年三月十三日

山梨県告示第七十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)において、この告示の日から令和五年四月三日まで一般の縦覧に供する。

令和五年三月十三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	桐原藤野線	上野原市桐原字端上四六四一番 一地从から 上野原市桐原字端上四六三四番 一地先まで	三一・四	令和五年三 月十五日

山梨県告示第七十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画法の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和五年三月十三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 施行者の名称 西桂町
- 二 都市計画事業の種類及び名称 富士北麓都市計画下水道事業西桂町公共下水道
- 三 事業施行期間 平成七年七月十七日から令和八年三月三十一日まで
- 四 事業地

- 1 収用の部分 平成七年山梨県告示第三百九号、平成十二年山梨県告示第五百二十二号、平成十六年山梨県告示第五百七十六号、平成十八年山梨県告示第二百二十二号、平成十九年山梨県告示第百八十一号、平成二十二年山梨県告示第百二十九号、平成二十四年山梨県告示第三百三十号、平成二十八年山梨県告示第百十八号及び令和二年山梨県告示第百十七号の事業地に、西桂町大字小沼字柿園、字本町、字上町及び字柳溝地内において事業地を変更する。
- 2 使用の部分 なし

公 告

● 特定計量器の定期検査の実施
計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定により、令和五年度前期特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和五年三月十三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

対象となる 特定計量器	検査年月日	検査時間	検査会場	区域	実施機関
非自動はかり（計量法施行令（平成五年政令第百二十九号）第五号）第五号第一号又は第二号に掲げるものを除く。） 、分銅及び おもり	令和五年四月 十八日	午前十時から 午後三時まで	J A南アル プス市アグ リガーデン 北部	南アルプ ス市	一般社団法人 山梨県計量協 会
	令和五年四月 十九日	同	同	同	同
	令和五年四月 二十日	同	同	同	同
	令和五年四月 二十四日	同	J A南アル プス市飯野 共選所	同	同
	令和五年四月 二十五日	同	同	同	同
	令和五年四月 二十七日	同	J A南アル プス市西野 共選所	同	同
	令和五年四月 二十八日	同	同	同	同
	令和五年五月 八日	同	南アルプス 市役所新館	同	同

令和五年五月九日	同	同	同	同	同	同	同	同
令和五年五月十一日	午前十一時から午後二時まで	丹波山村役場	丹波山村	同	同	同	同	同
令和五年五月十二日	午前十一時から午後三時まで	小菅村役場	小菅村	同	同	同	同	同
令和五年五月十五日	午前十時半から正午まで	上野原市役所 桐原出張所	上野原市 (旧秋山村を除く)	同	同	同	同	同
令和五年五月十六日	同	上野原市役所 甲東出張所	同	同	同	同	同	同
令和五年五月十八日	午前十時半から午後三時まで	上野原市役所 本庁舎	同	同	同	同	同	同
令和五年五月十九日	同	同	同	同	同	同	同	同
令和五年五月二十二日	午前十時から午後三時まで	昭和町中央公民館	昭和町	同	同	同	同	同
令和五年五月二十三日	同	甲斐市敷島総合文化会館	甲斐市 (旧双葉町を除く)	同	同	同	同	同

令和五年五月二十五日	同	甲斐市竜王武道館	同	同	同
令和五年五月二十六日	同	同	同	同	同
令和五年五月二十九日	同	中央市役所南館	中央市 (旧豊富村を除く)	同	同
令和五年四月十八日から令和六年三月三十一日まで (山梨県の休日を含め、条例を定める(平成元年山梨県条例第六号)に定める県の休日を除く。)	午前九時から午後四時まで	特定計量器の所在の場所 (特定計量器検定検査規則 (平成五年通商産業省令第七十号) 第三十九条第一項各号のいずれかに該当する場合には限る。	同	同	同
令和五年五月三十日から令和六年三月三十一日までの間で、個別に県が指定する日	同	個別に県が指定する場所 (令和五年五月二十九日までに検査を受けなかった場	同	同	同

皮革面積計	令和五年五月三十日から令和六年三月三十一日まで（山梨県の休日を含める条例に定める県の休日を除く。）	午前九時から午後四時まで	特定計量器の所在の場所（特定計量器検定検査規則第三十九条第一項各号のいずれかに該当する場合に限る。）	甲府市を除く県下全域	山梨県計量検査所
-------	---	--------------	--	------------	----------

備考 検査時間は、正午から午後一時までの間を除く。

● 換地処分の実施

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営畑地帯総合整備事業（上栗原地区上栗原第二工区）の換地処分を令和五年三月三日実施した。

令和五年三月十三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

● 随意契約の相手方の決定について

次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和五年三月十三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 随意契約に係る役務の名称及び数量

- (一) 名称 荒川外洪水予報システム改修業務委託（明許）
- (二) 数量 一式

二 契約に関する事務を担当する所属

- (一) 名称 山梨県県土整備部治水課
- (二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

三 随意契約の相手方を決定した日 令和五年二月二十二日

四 随意契約の相手方

- (一) 名称 日本電気株式会社
- (二) 住所 東京都港区芝五丁目七番一号

五 契約金額 五千八百三十万円

六 契約の相手方を決定した手続 随意契約

七 随意契約によることとした理由 山梨県総合河川情報システム開発業務の受託者であるため（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第二号該当）。

● 都市計画の変更図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第九号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により甲府市長から次の都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により当該図書を次の場所において縦覧に供する。

令和五年三月十三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 都市計画の種類 甲府都市計画高度利用地区

二 縦覧場所 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県県土整備部都市計画課

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第九号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和五年三月十三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 富士吉田市下吉田九丁目四千五百十三番三の区域

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名 山梨県甲斐市竜王千二百三十八番地 大丸商事株式会社 代表取締役 大久保 正博

その他

山梨県労働委員会訓令第一号

労働委員会事務局

山梨県労働委員会運営規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年三月十三日

山梨県労働委員会

会長 小野正毅

山梨県労働委員会運営規程の一部を改正する訓令

山梨県労働委員会運営規程（平成十二年山梨県地方労働委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の六の項中「山梨県個人情報保護条例（平成十七年山梨県条例第十五号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）」に改め、同項19を削り、同項18中「第四十四条」を「第一百五条第三項において準用する同条第二項」に改め、同項18を19とし、同項17中「第四十二条」を「第百三条」に改め、同項17を18とし、同項16中「第四十一条第二項」を「第百二条第二項」に改め、同項16を17とし、同項15中「第四十条第一項」を「第百一条第一項」に改め、同項15を16とし、同項14中「第三十八条第一項」を「第九十九条第一項」に改め、同項14を15とし、同項13中「第三十六条第一項」を「第九十七条」に改め、同項13を14とし、同項12中「第三十五条第一項」を「第九十六条第一項」に改め、同項12を13とし、同項11中「第三十四条」を「第九十五条」に改め、同項11を12とし、同項10中「第三十三条第二項」を「第九十四条第二項」に改め、同項10を11とし、同項9中「第三十二条第一項」を「第九十三条第一項」に改め、同項9を10とし、同項8中「第三十条第一項」を「第九十一条第一項」に改め、同項8を9とし、同項7中「第二十四条第三項」を「第八十六条第三項」に改め、同項7を8とし、同項6中「第二十三条第一項」を「第八十五条第一項」に改め、同項6を7とし、同項5中「第二十二条」を「第八十四条」に改め、同項5を6とし、同項4中「第二十一条第二項」を「第八十三条第二項」に改め、同項4を5とし、同項3中「第二十条第一項」を「第八十二条第一項」に改め、同項3を4とし、同項2中「第十五条第一項」を「第七十七条第一項」に改め、同項2を3とし、同項1中「第十三条」を「第七十五条第一項」に、「個人情報取扱事務の登録」を「個人情報ファイル簿の公表」に改め、同項1を2とし、同項1として次のように加える。

1 第十四条の規定による苦情の受付に関すること。

別表第一中九の項を十の項とし、八の項を九の項とし、七の項を八の項とし、六の項の次に次のように加える。

七 山梨県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和四年山梨県条例第五十号）第

三条第一項の規定による条例個人情報ファイル簿の公表に関すること。

附則

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番